

意見書案に対する反対討論要旨 (2010/10/7)

私は、日本共産党県議団として、提案されました意見書案のうち、5件に反対し、その理由を述べ討論いたします。

まず、「地方財政の充実を求める意見書案」についてであります。この2項目目には地方一般財源の充実・強化を図るためとして、地方消費税の充実や地方法人課税の在り方の見直しを求めています。

この方向は、自民・公明政権時代に当時の与党の税制改正大綱の中で示されてきた方針であります。経団連や経済同友会はこれまで、地方消費税の拡充とセットで法人事業税の縮小・廃止を求めてきました。これは、国民と中小企業が負担する消費税を大幅に増税し、自らの税や社会保障の負担を減らそうとする身勝手きわまりない要求です。大もうけをあげている大企業や大資産家に応分の負担を求めることこそ、今やるべき税制改革です。「地方財政の充実」という口実で、住民に負担を押しつけ、大企業の責任を放免する本意見書案には、反対であります。

次に、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書についてであります。

反対の理由の第1は、この意見書案が延長を求めている法律は、電源地域の振興を目的と述べておりますが、その実態は、道路、港湾などむだの多い公共事業への上積みの役割を果たしているものであります。その一方で、地域振興に不可欠な産業の振興、高齢者福祉、文化の振興は名目だけで、実質的な支援策は定められておりません。

反対の理由の第2は、私は、今議会の企画建設委員会での委員外議員としての質問の中でも明らかにしましたが、電源3法による交付金事業が電源地域の振興につながっていない中で、本法律は、更に税金を投入するものであるからです。

本法律による補助率のかさ上げや電源三法による莫大な交付金によって、施設整備がなされ、その建設費や維持管理費などの負担が増え、薩摩川内市の地方債残高は、原発の運転開始当時163億円であったものが、約10年間で270億円まで膨れ上がりました。

現在10基の原子炉を有する福島県では、2002年に当時の県知事を会長とする「福島県エネルギー政策検討会」を立ち上げ、24回にわたる検討をすすめて、それを「中間とりまとめ」として発表しています。その中で、「発電所の立地は、電源立地地域の将来にわたる振興に寄与できるのか」という検討を行い、その結果、「立地5町は、これまで、財政、経済及び雇用等の面で発電所の立地効果を享受してきた。しかし、発電所以外の産業の集積が

進んでいないことや、発電所の運転年数の経過に伴い、電源三法交付金や固定資産税等が大きく減少してきていることなどから、将来にわたる地域の振興を図るためには、発電所に大きく依存する、いわば、モノカルチャー的な経済から自立することが求められているのではないか。」とまとめています。

反対の理由の第3は、本法律が、苛酷事故の可能性を持ち、放射性廃棄物の安全な処理・処分の方法の未確立による環境汚染の危険を持つ原発を推進する役割を果たしているという事です。

今、政治に求められているのは、本当にクリーンで持続性のある自然エネルギー、新エネルギーの開発と普及であり、地域振興では、農漁業をはじめとする地場産業の振興を軸にした対策であります。

以上の理由で、本意見書案に反対するものであります。

次に、「新たな経済対策を求める意見書案」についてであります。反対の理由は、現在の日本が直面している経済危機に対して、その対策として農業への企業の参入や公共事業を推進する内容が含まれている点です。

現在の経済危機の根源には、「ルールなき資本主義」と言われる日本経済の異常な歪みがあります。非正規労働者の大量解雇、正規労働者の賃金・ボーナスカット、下請中小企業の一方的単価切り下げや発注打ち切りなど、経済危機の矛盾を労働者と中小企業に押しつけてきた結果、内需は低迷し、国民は貧しくなり、経済成長が止まってしまいました。そして、ごく少数の輸出企業が労働者と中小企業の犠牲の上に、果てしないコスト削減を進め、突出した「国際競争力」を強め、外国市場への輸出を増やしてきたことが「円高体質」をつくってきました。これらの解決のためには、日本経済を「外需だのみ」から家計・内需主導に改革し、「円高体質」を根本からあらためていかなければなりません。

そのためにも、非正規雇用労働者の正社員化、最低賃金の抜本的引き上げ、長時間・過密労働の是正、下請いじめの速やかな是正、大企業と中小企業との対等な取引ルールの確立など、労働者と中小企業の生活と経営を守る抜本的手だてを政治の責任でとることが必要です。

意見書案にある「農地集積事業」では、企業の経営を支援することになっても、今ある家族経営や兼業農家を守ることはできません。「公共事業費の維持・拡充」についても、過去の大型開発の公共事業の推進が国と地方の財政危機を招いた事実について深く反省すべきです。公営住宅の建設や補修、学校や福祉施設の耐震化、待機児童や待機者の解消を図る保育所や特養ホームの整備など、住民の生活関連・密着した公共事業こそ、地元の業者の仕事と雇用を増やし住民の福祉の向上に結びつきます。公共事業の中身について、どのような内容の

事業が必要かどうか、住民の立場で精査すべきであります。

以上の理由により、本意見書案に反対するものです。

次に「安心社会実現のために超党派で消費税論議を行い、歳出の見直しを求める意見書案」についてであります。

反対の理由は、本意見書案が、社会保障の財源として、消費税増税に道を開いていくものである点です。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる不公税制であることは明らかになっています。消費税導入時にも、福祉の財源にすると、当時の政府は説明しておりましたが、その後、介護保険制度が作られ、保険料を払った上に利用料を支払う仕組みがつくられ、障害者自立支援法が作られ、応益負担の仕組みが作られました。さらに、後期高齢者医療制度も作られて、差別医療が持ち込まれ、保険料の年金天引きが始まりました。このように、消費税は、国民の社会保障に使われてこなかったのは明らかです。

民主党政権は、国民の前で事業仕分けを行いました。ここで聖域とされたのが、年間5兆円もの軍事費や年間3000億円を超える米軍への思いやり予算、そして、大もうけを上げている大企業への行き過ぎた減税の仕組みです。さらに、憲法に定められている思想信条の自由に違反して、税金を分け取りしている政党助成金であります。本当に安心社会を実現するためには、これらにしっかりとメスを入れることが必要です。

以上の理由から、本意見書案に、反対するものです。

最後に、「米価下落等への対策を求める意見書案」についてであります。

そもそも、農業・農村の今日の危機的事態は、大企業製品の輸出を最優先し、食料は輸入すればいいという、自民政権が長年すすめてきた国づくりに根本原因があります。とりわけ、WTO農業協定を受け入れて、農産物輸入のいっそうの自由化、価格保障の投げ捨て、農林予算の削減などを進めてきたことが、農業と農村の崩壊に拍車をかけました。

これに対して、民主党が提案した「米戸別所得補償モデル対策」「水田利活用自給力向上事業」は市場原理主義一辺倒の農政の転換や強制減反の見直しという点で、自民党農政に一定の修正をもたらす側面があると期待されました。ところが、スタートした戸別所得補償は、所得補償の水準が低すぎることで、米価暴落の放置していること、転作作物への助成金を全国一律にし、多くの作物で引き下げたこと、輸入自由化と一体になっていること、農林水産予算の総額を削減し、農業振興に必要な予算をバツサリ削ったこと、などの問題点が噴出し、

農家の怒りや不信感を広げています。

しかしながら、意見書案にあるような戸別所得補償制度の打ち切りや減反などは、日本農業の主力である中小農家つぶしに逆戻りすることになります。

米価下落等の対策のためには、緊急に40万トンの備蓄米買い入れを前倒し実施することや過剰米を主食の流通から隔離することと合わせて、ミニマム・アクセス米を廃止することや価格保障と組み合わせて生産コストの高い条件不利地域への所得補償を行うことが必要です。

以上の理由から、本意見書案に反対するものです。

以上で、意見書案に対する反対討論を終わります。